

令和4年度 女性の活躍推進助成金 よくあるご質問(実績報告・その他)

令和4年5月20日

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
1	実績報告	女性専用施設であることが明確にわかるように明示してください(募集要項11頁※4)とありますが、どのように明示すればよいですか。	施設の入口に「女性専用」等の表示をしてください。実績報告時に女性専用施設であることがわかる箇所の写真の提出が必要となります。女性専用施設であることが確認できない場合には、減額対象になる場合もあります。
2	実績報告	新規の女性社員の採用目標として、3名で申請しましたが、助成対象実施期間内に採用目標達成が出来なかった場合には、助成金は支払われないのですか。	採用募集活動を実施したにもかかわらず、女性の採用人数目標に到達しなかったということで、助成金が不支給となるわけではありません。助成対象期間内に実施した採用募集選考経過については、実績報告時に提出する必要があります。
3	実績報告	経費の支払いに際し、口座振込み以外の場合には助成の対象とはならないのですか。	原則として、助成対象事業者名義の口座振込での支払いが助成の対象となります。 ネットバンキングを利用しての支払いの場合には、引き落とし口座の通帳の写しもしくは金融機関から発行の「振込完了画面」、「取引明細照会画面」など支払日・支払金額・支払先がわかる該当箇所の写しを提出してください。※振込依頼予約画面では受け付けられません。
4	助成額の確定	助成金が支払われるのはいつの段階になりますか。	助成事業完了後、実績報告書を提出し、額の確定審査が終わった後に請求書に基づき支払われます。支給決定がおりた段階で、助成金が支払われるわけではありません。詳しくは募集要項2頁(5)「助成事業の流れ」をご参照ください。
5	その他	助成金に関する書類はどのように管理したらよいですか。	助成事業に係るすべての関係書類および帳簿類は、支給決定のあった日の属する会計年度終了後、5年間は保存してください。
6	その他	助成事業により取得した財産を、やむを得ず処分しなければならない事由が発生した場合はどうしたらよいですか。	取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第10号)により、事前に財団の承認を受けなければなりません。ただし、当該取得財産等が、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもので、かつ、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過したものについてはこの限りではありません。